

# 閲覧用

※ 個人情報に係る部分は秘匿しています。

## 平成29年第4回定例市議会提出議案

( 予算案を除く。 )

藤井寺市



## 目 次

議案番号	議 案 名	ページ
(報 告)		
1 3	専決処分の承認を求めることについて(平成29年度藤井寺市一般会計補正予算(第3号))	1
(議 案)		
4 9	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について	2
5 0	藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	4
5 1	藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	6
5 2	藤井寺市営住宅条例の一部改正について	8
5 3	藤井寺市道路占用料条例等の一部改正について	10
5 4	藤井寺市生涯学習審議会条例の一部改正について	18
5 5	藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	20
5 6	藤井寺市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	22
(諮 問)		
1	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	24

### このほかの提出議案

#### 議案番号

- 5 7 平成29年度藤井寺市一般会計補正予算(第4号)について
- 5 8 平成29年度藤井寺市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 5 9 平成29年度藤井寺市介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 6 0 平成29年度藤井寺市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 6 1 平成29年度藤井寺市病院事業特別会計補正予算(第1号)について
- 6 2 平成29年度藤井寺市水道事業会計補正予算(第1号)について



報告第13号

専決処分の承認を求めることについて（平成29年度藤井寺市一般会計  
補正予算（第3号））

平成29年度藤井寺市一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和  
22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したの  
で、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成29年11月29日提出

藤井寺市長 國下 和男

議案第49号

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について  
財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年11月29日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

寄附により市名義となっている自治会館、地区会館その他集会施設の用に供する財産であって、自治会その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下「自治会等」という。）が管理しているものを、当該自治会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定による認可を受けたものに限る。）に譲渡できるよう改めるものである。

藤井寺市条例第 号

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年藤井寺市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

- (6) 寄附を受けた自治会館、地区会館その他集会施設の用に供する財産で、自治会等が管理しているものを当該自治会等（地方自治法第260条の2第1項の規定による認可を受けたものに限る。）に譲渡するとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第50号

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部改正について

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改  
正する条例を次のように定める。

平成29年11月29日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）の一部改正に伴い、条例中の  
引用部分に条ずれが生じるため、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年藤井寺市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「第12条の4第2項」を「第12条の5第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 1 号

藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部改正について

藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め  
る条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 9 年 1 1 月 2 9 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 2 6 年内閣府令第 3 9 号）の一部改正に伴い、受給資格等の確認に係る規定を改めるとともに、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）の一部改正に伴い、条例中の引用部分に項ずれが生じるため、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第8条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の次に「（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知）」を加える。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 5 2 号

藤井寺市営住宅条例の一部改正について  
藤井寺市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 9 年 1 1 月 2 9 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

公営住宅法（昭和 2 6 年法律第 1 9 3 号）、公営住宅法施行令（昭和 2 6 年政令第 2 4 0 号）及び公営住宅法施行規則（昭和 2 6 年建設省令第 1 9 号）の一部改正に伴い、条例中の引用部分に条項ずれが生じるため、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市営住宅条例の一部を改正する条例

藤井寺市営住宅条例（平成9年藤井寺市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「政令」を「公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「政令」という。）」に改める。

第24条中「第11条」を「第12条」に改める。

第25条第1項中「第8条」を「第7条」に改める。

第34条中「第29条第4項」を「第29条第5項」に改める。

第36条中「第29条第7項」を「第29条第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第53号

藤井寺市道路占用料条例等の一部改正について

藤井寺市道路占用料条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年11月29日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

道路占用料金等について、占用料単価の算出根拠となる市内道路価格が前回改定時より大幅に下落しており、また、国においても占用料の改定を行っていること等の状況を鑑みて、本市においても道路占用料、準用河川占用料及び法定外公共物の使用料の改定を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市道路占用料条例等の一部を改正する条例

(藤井寺市道路占用料条例の一部改正)

第1条 藤井寺市道路占用料条例(昭和34年藤井寺市条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

道路占用料金表

占用物件		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工 作物	電柱	電柱	3,600円
		支柱	3,600円
		支線柱	1,700円
		支線	710円
	電話柱	電話柱	1本につき1年 2,100円
		支柱	2,900円
		支線柱	1,600円
		支線	710円
	その他の柱類		210円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	21円
	地下電線その他地下に設ける線類		13円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	4,200円	
郵便差出箱及び信書便差出箱		1,800円	
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	4,200円	
	外径が0.07メートル未満のもの	87円	
	外径が0.07メー	130円	

法第32条第1項第2号に掲げる物件	水管、下水道管、ガス管等	トル以上0.10メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	
		外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの		190円
		外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの		250円
		外径が0.20メートル以上0.30メートル未満のもの		380円
		外径が0.30メートル以上0.40メートル未満のもの		500円
		外径が0.40メートル以上0.70メートル未満のもの		870円
		外径が0.70メートル以上1.00メートル未満のもの		1,300円
		外径が1.00メートル以上のもの		2,500円
	マンホールその他これに類するもの			1,300円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲				4,200円

掲げる施設		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年		
法第 3 2 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	上空に設ける通路	2, 100 円	2, 100 円	
	地下に設ける通路		1, 300 円	
	その他のもの		4, 200 円	
法第 3 2 条第 1 項第 6 号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 日	42 円	
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	420 円	
道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号。以下「政令」という。）第 7 条第 1 号に掲げる物件	看板（アーチであることを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	420 円
		その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	4, 200 円
	標識		1 本につき 1 年	3, 400 円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	42 円
		その他のもの	1 本につき 1 月	420 円
	幕	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 日	42 円
		その他のもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 月	420 円
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 年	4, 200 円

	の	月	
	その他のもの		2, 100円
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	420円
その他のもの		1メートル又は1平方メートルにつき1月	420円 以内の額

(藤井寺市準用河川占用料徴収条例の一部改正)

第2条 藤井寺市準用河川占用料徴収条例(平成12年藤井寺市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

占用物件		単位	占用料
電柱	電柱	1本につき1年	3,600円
	支柱		3,600円
	支線柱		1,700円
	支線		710円
電話柱	電話柱		2,100円
	支柱		2,900円
	支線柱		1,600円
	支線		710円
その他の柱類			210円
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	21円
地下電線その他地下に設ける線類			13円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	4,200円
その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1年	4,200円

水管、下水道管、ガス管等	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	87円
	外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの		130円
	外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの		190円
	外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの		250円
	外径が0.20メートル以上0.30メートル未満のもの		380円
	外径が0.30メートル以上0.40メートル未満のもの		500円
	外径が0.40メートル以上0.70メートル未満のもの		870円
	外径が0.70メートル以上1.00メートル未満のもの		1,300円
	外径が1.00メートル以上のもの		2,500円
マンホールその他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,300円	
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設 土石、竹木、瓦その他の工事用材料	1メートル又は1平方メートルにつき1月	420円	
橋りょう、栈橋、上屋その他のこれらに類する工作物	1平方メートルにつき1年	360円	
工作物の設置を伴わない土地の占用	1平方メートルにつき1年	75円	

備考

- 1 占用の期間が1年に満たないときは、月額をもって計算し、月の中途において占用を開始し、又は終了する場合における当該月については、それ

ぞれ1月とする。

- 2 占用料の算定基礎となる占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが、0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- 3 1件の占用料の額が100円に満たないときは、100円とし、100円以上のものについて10円に満たない端数があるときは、これを10円とする。

(藤井寺市法定外公共物管理条例の一部改正)

第3条 藤井寺市法定外公共物管理条例（平成17年藤井寺市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項を次のように改める。

- 2 使用料の額については、別表に定めるもののほか、藤井寺市道路占用料条例（昭和45年藤井寺市条例第9号）別表の規定を準用する。

第6条に次の1項を加える。

- 3 使用料の徴収については、藤井寺市道路占用料条例第3条の規定を準用する。この場合において、同条中「占用料」とあるのは、「使用料」と読み替えるものとする。

第7条第5号中「街路灯又は防犯灯」を「街路照明灯」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表（第6条関係）

水路使用料金表

種別	使用の目的	単位	使用料 (年額)
第1種	工作物の設置を伴う土地の使用 (橋りょう、上屋その他これらに類するものを設置するもの)	1平方メートル	360円
第2種	工作物の設置を伴わない土地の使用	1平方メートル	75円

別表第2を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に道路占有者である電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定するガス事業者及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が設ける占有物件に係る平成30年度以降の各年度の占有料の額は、占有料の支払業務を行っている事業所ごとに算出した占有料の額が前年度の占有料の額に1.3を乗じて得た額（以下「調整占有料額」という。）を超える場合には、第1条の規定による改正後の藤井寺市道路占有料条例別表の規定にかかわらず、当該調整占有料額とする。

議案第54号

藤井寺市生涯学習審議会条例の一部改正について

藤井寺市生涯学習審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年11月29日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

審議会等の公募委員選任促進に関する指針(平成28年4月1日施行)に基づき、市民の意見を市政に反映し、市政への市民参画の推進を図るため、藤井寺市生涯学習審議会の委員に公募委員の枠を設けるものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市生涯学習審議会条例の一部を改正する条例

藤井寺市生涯学習審議会条例（平成12年藤井寺市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項に次の1号を加える。

(4) 公募により選出された者

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の藤井寺市生涯学習審議会条例の規定は、この条例の施行後任期の満了により新たに委嘱する委員から適用する。

議案第55号

藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部改正について

藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年11月29日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）の一部改正に伴い、条例中の引用部分に条ずれが生じるため、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年藤井寺市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項第1号中「第12条の4第2項」を「第12条の5第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第56号

藤井寺市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を藤井寺市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年11月29日提出

藤井寺市長 國下 和男

白 木 直 光

提案理由

平成29年12月31日任期満了によるものである。

住所

白 木 直 光  
生

略 歴

[Redacted]

同 21年 1月 藤井寺市固定資産評価審査委員会委員

同 24年 1月 藤井寺市固定資産評価審査委員会委員

同 27年 1月 藤井寺市固定資産評価審査委員会委員（現在に至る）

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

平成29年11月29日提出

藤井寺市長 國下 和男

松 川 命  
井 関 芳 文

提案理由

平成30年6月30日任期満了によるものである。

住所

松 川 命  
生

略 歴

[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

- 同 21年 7月 人権擁護委員
- 同 24年 7月 人権擁護委員
- 同 27年 7月 人権擁護委員（現在に至る）

